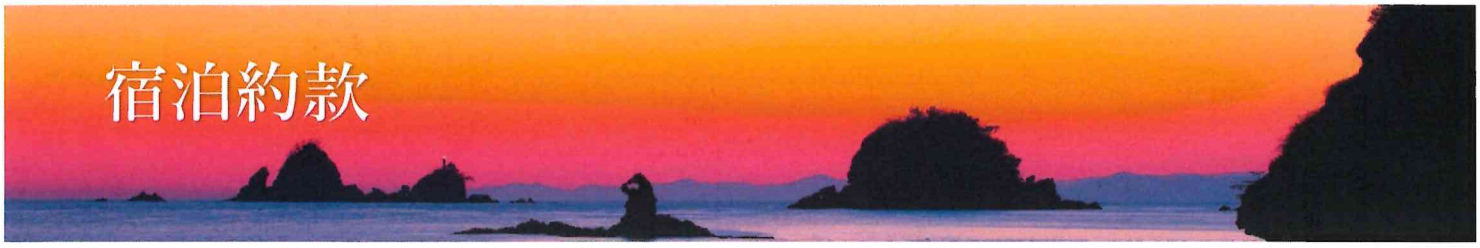

(適用範囲)

第1条　当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2　当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条　当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1)　宿泊者名

(2)　宿泊日及び到着予定時刻

(3)　宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)

(4)　その他当館が必要と認める事項

2　宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条　宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテル(館)が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4　第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条　前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2　宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条　当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)　宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2)　満室により客室の余裕がないとき。

(3)　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由があるとき。

(4)　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(5)　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(6)　宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求行為をしたとき。

(7)　宿泊しようとする者が、喧騒な行為の他、危険、不安等感じさせるなど、宿泊又は他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8)　かつて当館において、本条(4)(5)(6)及び(7)の各号のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。

(9)　宿泊しようとする者が、指定暴力団、指定暴力団員「(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」平成4年3月1日施行)、指定暴力団関係団体又はその関係者であるとき。

(10)　宿泊しようとする者が、指定暴力団員が役員に就任し、又は事業活動を支配している法人その他の団体の役職員であるとき。

(11)　宿泊しようとする者が、反社会的団体、その構成員又はその他の反社会的勢力であるとき。

(12)　宿泊しようとする者が、伝染性の疾患にかかっていると明らかに認められるとき。

(13)　宿泊しようとする者が、心神耗弱、薬物類及び飲酒等による自己喪失等、本人の安全確保が困難であるとき。

(14)　挙動不審と認められる者であるとき、その他の宿泊拒否に正当な事由があるとき。

(15)　静岡県旅館業法施行条例5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条　宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2　当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3　当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条　当館は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)　宿泊前、宿泊中を問わず、宿泊約款第5条規定するものの内、(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)及び(14)の各号のいずれかに該当するとき。

(2)　客室で寝たばこ、消防用設備等に対する損壊や悪戯をしたとき、その他当館が別に定める利用規則の禁止事項(但し、火災予防上必要なものに限る。)のいずれかに該当するとき。

(宿泊の登録)

第8条　宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1)　宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、職業及び電話番号

(2)　外国人にあっては、(1)の事項のほか、国籍、旅券番号、入国地

(3)　出発日及び出発予定時刻

(4)　その他当館が必要と認める事項

2　宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条　宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2　当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 1室1時間につき¥3,300

(利用規則の遵守)

第10条　宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条　当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ　フロントサービス　午前7時00分～午後10時00分

(2) 付帯サービス施設時間

イ　朝食　午前7時30分～

ロ　夕食　午後6時00分～午後9時00分

ハ　その他の飲食等

コーヒーラウンジ　午前6時30分～午後9時00分

売店　午前7時00分～午後9時00分

2　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条　宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2　前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3　当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条　当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害をたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2　当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条　当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2　当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払い致しません。

(寄託物等の取扱い)

第15条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は責任を負いかねますのでご了承下さい。

2　宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があるある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2　宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3　前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条　宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条　宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

＜別表第1＞宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(又は室料+食事料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税金	⑤消費税 ⑥入湯税 150円

備考

1.　基本宿泊料はフロント及び客室内に掲示する料金表によります。

2.　子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、1名2,200円をいただきます。